

令和 8 年度

富山県中小企業等海外出願支援事業 募集のご案内

外国出願に要する費用の補助

当機構では、優れた技術や製品等を海外に展開するために、知的財産権を広く活用しようとする県内中小企業等が行う外国出願（特許、実用新案、意匠、商標（抜け駆け対策商標を含む））に必要な経費の一部を補助する海外出願支援事業を実施します。

補助対象となる経費

① 外国特許庁への出願手数料

- ・特許・実用新案 各国への直接出願費用、P C T 国際出願の国内移行費用
 - ・商標 各国への直接出願費用、マドプロ出願費用
 - ・意匠 各国への直接出願費用、ハーグ出願費用
- ※ 日本国特許庁に支払う費用については補助対象外になります。

② ①に要する国内代理人・現地代理人費用

③ ①に要する翻訳費用

支援の対象・要件

- 中小企業者または中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が 2 / 3 以上を占める者）
- 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、N P O 法人等も対象
- 以下の①～④についてすべてを満たすこと
 - ①原則、日本国特許庁に対して既に特許、実用新案、意匠または商標出願済みであり、採択後にその出願を基礎に優先権を主張して外国特許庁へ令和 8 年 12 月末までに、事務手続きが完了するもの。
 - ② 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
 - ③ 外国で権利が成立した場合等に「当該権利を活用した事業展開を計画している」または「商標出願に関し、外国における抜け駆け出願対策の意思を有している」こと。
 - ④ 外国出願に必要な資金能力および資金計画を有していること。

補助率・補助限度額

出願の種類	補助額・補助率
特許出願	補助額：150 万円 補助率：1/2 以内
実用新案・意匠・商標登録出願	補助額：60 万円 補助率：1/2 以内
抜け駆け対策商標登録出願	補助額：30 万円 補助率：1/2 以内

1 企業に対する 1 会計年度内の上限額：300 万円(上限額の範囲内で、複数案件の応募が可能です)

募集期間

令和 8 年 5 月 15 日（金）～ 6 月 12 日（金）17 時まで

詳細な募集案内および申請書のダウンロードについて

<https://www.tonio.or.jp/search/2026-1chizai/>よりダウンロードしてください。

お問い合わせ先 公益財団法人富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センター 連携促進課
〒930-0866 富山市高田 529 番地 富山技術交流ビル 1 階
TEL : 076-444-5606 FAX : 076-433-4207
e-mail : renkei # tonio.or.jp (# は @ に置き換えて、スペースは詰めて下さい)